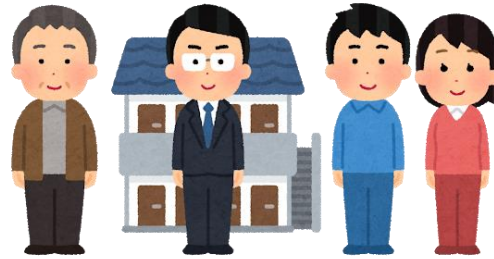


令和7年度
美瑛町移住定住促進
民間賃貸住宅家賃助成対象住宅登録のご案内



この助成金は町内の民間賃貸住宅に入居する方に対し、家賃の一部を助成することで美瑛町への移住定住を促進しながら、町の活性化を図ることを目的としています。

美瑛町住民生活課移住定住推進室

電話：0166-74-6171

Mobile：090-1994-5451

iju-teiju@town.biei.hokkaido.jp

民間賃貸住宅

民間賃貸住宅とは、美瑛町内に所在する賃貸を目的に居住用に建設された物件で、以下の物件は除きます。

- ①家賃が 30,000 円未満の民間賃貸住宅
※家賃とは、賃貸料の月額から管理費や共益費、及び駐車場使用料などを除いた額をいいます
- ②町営住宅・公営住宅などの公的賃貸住宅
- ③社宅・社員寮等の給与住宅
- ④助成を受ける方の3親等以内の親族が所有する住宅
- ⑤助成を受ける方が所属する法人が所有する住宅
- ⑥助成を受ける方が所属する法人の構成員及び職員が所有する住宅

登録申請

対象住宅の登録を申請するときは、申請書に各書類を添えて提出願います。なお、申請は住宅の所有者もしくは所有者の承諾を受けた管理会社より願います。

A：美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅登録申請書（別記様式第1号）

※部屋サイズ毎の間取りと家賃を記載願います（例：2LDK・50,000円 3LDK・60,000円）

B：住宅の位置図

C：住宅の平面図

D：住宅登記事項証明書

登録通知

登録申請後、対象住宅として決定を受けた場合は、美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅登録通知書（別記様式第2号）により通知します。

また、登録された民間賃貸住宅は、町HPに掲載します（名称、住所、登録部屋数、家賃、外観写真）。

助成対象者

対象住宅の契約者で次のいずれにも該当する方

- ①世帯全員が令和3年4月1日以降に自分の意思により美瑛町に転入し、生活の本拠地としている方。ただし、町内企業等への転勤者は除く

- ②民間賃貸住宅を自分の居住用以外の目的に使用し、もしくは転貸または譲渡しないこと
- ③世帯全員が過去に助成金の交付を受けていない方
- ④世帯全員が当該民間賃貸住宅への住居手当を受給していないこと
- ⑤世帯全員が町税等を滞納していない方
- ⑥生活保護法による保護を受けていない世帯の方
- ⑦世帯員に国家（地方）公務員及び一部事務組合等の職員がいない方
- ⑧世帯全員が美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例第2条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しない方

助成金と交付期間

- ①家賃の月額2分の1以内とし、10,000円を限度とします。ただし、1,000円未満の端数があるときは、切り捨てます
- ②助成方法は美瑛町電子地域通貨（Beコイン）にて交付します
- ③18歳に達する日以降、最初の3月31日までのお子さんを養育する世帯には、「子育て加算」として美瑛町電子地域通貨10,000ポイントを加算します。ただし、助成対象日数が15日に満たない月は除きます
- ④交付期間は最大36カ月です

助成金の請求

交付申請後、助成の決定を受けた方は、上半期（4月1日～9月30日）および下半期（11月1日～3月31日）の末日までに、役場住民推進課移住定住推進室へ請求する必要があります。

Q & A

Q1. 住宅登記事項証明書は原本でなければいけませんか？

A1. 提出いただく住宅登記事項証明書は、コピーでも問題ありません。

Q2. 土地登記事項証明書は必要ありますか？

A2. 必要ありません。

Q3. 子どもが二人いる場合、子育て加算はいくら加算されますか？

A3. お子さんが複数人の場合でも、一世帯に対し10,000ポイントとなります。

Q4. 決定を受けた助成金の取り消しはありますか？

A4. 虚偽の申請や不正行為が判明した際は、取り消しや変更、もしくはすでに交付した助成金の返還を求めることがあります。

Q5. 美瑛町電子地域通貨ではなく、現金での助成はできますか？

A5. 助成は現金ではなく、電子地域通貨のみとなります。

Q6. 申請は管理会社からでも良いですか？

A6. 申請は管理会社もしくは所有者のどちらかをお願いします。なお、管理会社から申請をする場合は、所有者の承諾をいただいたうえで申請願います。